2018 年 7 月 11 日
トヨタ車体健康保険組合

2018 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨災害に関するトヨタ車体健保の対応のお知らせ

今回の台風第 7 号及び前線等に伴う大雨災害により被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。被災された方の医療機関の受診、保険料の支払い等につき、以下のとおり対応しますのでお知らせいたします。

１．適用対象となる方

次の**(1)および(2)のいずれにも該当**する方

(1) 2018 年の台風第 7 号及び前線等に伴う大雨災害に係る災害救助法の適用市町村（別紙 1～6 参照）にお住まいの方（一時居住の方も含む）

(2) 今回の大雨で被災された方、または緊急避難された方

２．対応

1) 医療機関での受診

(1) 現金等の持ち合わせがない場合

① 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください。

② 当日の窓口負担額（自己負担額）はゼロとなりますが、この分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です。

(2) 保険証を紛失した場合

① トヨタ車体健保の組合員である旨と、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被保険者の勤務する事業所（会社名）を医療機関に伝えてください。
また身分証明に類するものがあれば提示してください。

② 並行して、健保組合へ保険証の再発行申請をしてください。

2) 保険給付費の申請

給付費等の申請は特に変更はありませんので、通常と同様に行ってください。

3) 任意継続保険料の納付

被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申請してください。

３．その他

被災時の健康保険に関する事で**不明点等がある場合は健保組合へ相談**してください。

【 問合せ先電話番号 ： 0566-36-3927 】

以 上

［別紙１］（平成 30 年 7 月 9 日付け内閣府第 9 報通知）

内閣府続報により適用市町村が追加される場合があります。

平成３０年７月９日
内閣府（防災担当）

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第9報】

１．災害の概要

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること 及び住家に多数の被害が生じたこと から、全国で 8 府県 58 市 36 町 4 村（高知県は 4 市 1 町 1 村、鳥取県は 1 市 9 町、広島県は 9 市 4 町、岡山県は 12 市 5 町 1 村、京都府は 6 市 3 町、兵庫県は 9 市 6 町、愛媛県は 4 市 2 町、岐阜県は 13 市 6 町 2 村）に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
【高知県】 安芸市 （あきし） 香南市 （こうなんし） 長岡郡本山町 （ながおかぐんもとやまちょう）	7 月 6 日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
宿毛市 （すくもし）	7 月 7 日		
土佐清水市 （とさしみずし） 幡多郡三原村 （はたぐんみはらむら）	7 月 8 日		
【鳥取県】 鳥取市 （とっとりし） 八頭郡若桜町 （やずぐんわかさちょう） 八頭郡智頭町 （やずぐんちづちょう） 八頭郡八頭町 （やずぐんやずちょう） 東伯郡三朝町 （とうはくぐんみささちょう）	7 月 6 日	平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

［別紙２］

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
西伯郡南部町 （さいはくぐんなんぶちょう） 西伯郡伯耆町 （さいはくぐんほうきちょう） 日野郡日南町 （ひのぐんにちなんちょう） 日野郡日野町 （ひのぐんひのちょう） 日野郡江府町 （ひのぐんこうふちょう）			
【広島県】 広島市 （ひろしまし） 呉市 （くれし） 竹原市 （たけはらし） 三原市 （みはらし） 尾道市 （おのみちし） 福山市 （ふくやまし） 府中市 （ふちゅうし） 東広島市 （ひがしひろしまし） 江田島市 （えたじまし） 安芸郡府中町 （あきぐんふちゅうちょう） 安芸郡海田町 （あきぐんかいたちょう） 安芸郡熊野町 （あきぐんくまのちょう） 安芸郡坂町 （あきぐんさかちょう）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
【岡山県】 岡山市 （おかやまし） 倉敷市 （くらしきし） 玉野市 （たまのし）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

［別紙３］

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
笠岡市 （かさおかし） 井原市 （いばらし） 総社市 （そうじゃし） 高梁市 （たかはしし） 新見市 （にいみし） 瀬戸内市 （せとうちし） 赤磐市 （あかいわし） 真庭市 （まにわし） 浅口市 （あさくちし） 都窪郡早島町 （つくぼぐんはやしまちょう） 浅口郡里庄町 （あさくちぐんさとしょうちょう） 苫田郡鏡野町 （とまたぐんかがみのちょう） 英田郡西粟倉村 （あいだぐんにしあわくらそん） 加賀郡吉備中央町 （かがぐんきびちゅうおうちょう）			
【京都府】 福知山市 （ふくちやまし） 舞鶴市 （まいづるし） 綾部市 （あやべし） 宮津市 （みやづし） 京丹後市 （きょうたんごし） 南丹市 （なんたんし）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

［別紙４］

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
船井郡京丹波町 （ふないぐんきょうたんばちょう） 与謝郡伊根町 （よさぐんいねちょう） 与謝郡与謝野町 （よさぐんよさのちょう）			
【兵庫県】 豊岡市 （とよおかし） 篠山市 （ささやまし） 朝来市 （あさごし） 宍粟市 （しそうし） 赤穂郡上郡町 （あこうぐんかみごおりちょう） 美方郡香美町 （みかたぐんかみちょう）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
姫路市 （ひめじし） 西脇市 （にしわきし） 丹波市 （たんばし） 多可郡多可町 （たかぐんたかちょう） 佐用郡佐用町 （さようぐんさようちょう）	7月6日		
養父市 （やぶし） たつの市 （たつのし） 神崎郡市川町 （かんざきぐんいちかわちょう） 神崎郡神河町 （かんざきぐんかみかわちょう）	7月7日		
【愛媛県】 今治市 （いまばりし） 宇和島市 （うわじまし）	7月5日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

［別紙５］

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
大洲市 （おおずし） 西予市 （せいよし） 北宇和郡松野町 （きたうわぐんまつのちょう） 北宇和郡鬼北町 （きたうわぐんきほくちょう）			
【岐阜県】 高山市 （たかやまし） 関市 （せきし） 中津川市 （なかつがわし） 恵那市 （えなし） 美濃加茂市 （みのかもし） 可児市 （かにし） 山県市 （やまがたし） 飛騨市 （ひだし） 本巣市 （もとすし） 郡上市 （ぐじょうし） 下呂市 （げろし） 加茂郡坂祝町 （かもぐんさかほぎちょう） 加茂郡七宗町 （かもぐんひちそうちょう） 加茂郡八百津町 （かもぐんやおつちょう） 加茂郡白川町 （かもぐんしらかわちょう） 加茂郡東白川村 （かもぐんひがししらかわむら） 大野郡白川村 （おおのぐんしらかわむら）	7月6日	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

［別紙６］

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
岐阜市 （ぎふし） 美濃市 （みのし） 加茂郡富加町 （かもぐんとみかちょう） 加茂郡川辺町 （かもぐんかわべちょう）	７月８日		

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備　考
		死者	行方不明	負傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊	
【岡山県】 小田郡矢掛町 （おだぐんやかげちょう）	７月６日					1	126	34		災害救助法施行令第１条第１項第１号適用

（注１）下線は今回適用分
（注２）上記の被害状況の数値は、平成 30 年７月８日（日）18 時現在の岡山県からの報告による。
（同数値は、今後の調査によって変動することがある。）

２．これまでにとられた措置
・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
鶴見、佐藤、篠原
TEL　03-5253-2111（内線51365）
03-3593-2849（直通）